

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	26 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	21 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人の平成21年2月及び同年3月の国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年2月及び同年3月

私は、平成21年3月に、申立期間についての学生納付特例の申請を行うため、学生証のコピーを持って母親と二人で区役所に行ったところ、その時は区役所の職員から「学生の場合はどちらにせよ4月に申請が再度必要だから、その時に申請を行えばよい。4月にもう一度来てください。」と言われた。手元にあった納付書については、どうすればよいか職員に尋ねたところ、「無視してください。」とのことで、納付の必要が無いと言われた。

そこで、区役所の職員に言われたとおりに、母親が平成21年4月に、再度、申立期間も含めた申請のために区役所に行き手続を行ったので、学生納付特例により、申立期間の国民年金保険料が納付猶予されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の学生納付特例による保険料の納付猶予の申請手續については、平成21年4月に行ったとしているところ、学生納付特例は、申請のなされた月の前月が属する年度当初まで遡って承認（学生であった期間に限る。）を受けることができることから、申立人が申請を行ったとする時期において、申立期間に係る学生納付特例の申請を行うことは可能であった。

また、母親は、平成21年3月に受けた区役所職員からの指示により、再度、同年4月に申立期間も含めた学生納付特例の申請を行うために区役所に学生証のコピーを持って行ったと当時の状況を具体的かつ明確に記憶しているところ、オンライン記録によると、申立期間直後の平成21年度の保険料については、学生納付特例により納付猶予されており、当該期間の学生納付特例申請

書は、同年4月9日に区役所で受理されたことが確認できることから、その主張に不自然な点はみられない。

さらに、申立人から提出のあった「履修成績通知書」によると、申立期間を含む前後を通じて4年制の大学に在籍していたことが確認でき、申立人の生活状況に大きな変化はなかったものとみられることから、申立期間の学生納付特例の申請が承認されなかった事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から43年3月まで

申立期間当時は、自営業であったため国民年金に加入して、国民年金保険料を納付していたと思う。この頃も収入はきちんとあり、生活に不自由はしていなかったため、保険料を納付していないということはないはずである。当時の資料は残っていないが、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間であり、申立人は、申立期間直後から昭和46年12月までの国民年金保険料については未納無く現年度納付しており、47年1月以降は、夫の事業所を厚生年金保険の適用事業所とし、長期間にわたり夫婦で厚生年金保険の被保険者となるとともに、厚生年金保険料の納付義務を履行していることから、夫婦の年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人が所持する国民年金手帳は、昭和43年12月に発行されたとする記載が確認できることから、これは国民年金手帳記号番号払出簿において確認できる申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期ともおおむね一致していることから、この頃に、初めて申立人に係る国民年金の加入手続が行われ、42年5月まで遡って国民年金被保険者資格を取得したとする処理が行われたものとみられる。このため、申立期間は、国民年金の加入期間となること、及び上記加入手続時期を基準とすると時効完成前の期間となることから、保険料を過年度納付することが可能であった。

さらに、上記加入手続時期を基準とすると、申立期間直後の昭和43年4月から同年9月までの保険料は現年度納付期間ではあるが、法定納期限が既に到

来しているという点については申立期間と同様であり、遡って保険料を納付すべき期間となるところ、上記年金手帳によると、当該期間の保険料については、44年3月に一括で遡って納付されていることが確認でき、未納の解消に努めていたことがうかがえることから、当時は収入も安定し資力も十分であったとしている納付意識の高かった申立人が、申立期間についても、遡って保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年11月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月から11年3月まで

平成12年4月に学生納付特例を申請した際にそれ以前の保険料に未納があることを聞いた。申立期間の国民年金保険料については、その後、社会保険事務所(当時)からの督促状と納付書の送付を受け、納付場所及び納付金額は覚えていないが、母親が10年8月から同年10月までの保険料と一緒に12年8月にまとめて納付した。また、平成11年度の保険料についてもまとめて納付した。母親は私の二人の妹の加入及び学生納付特例の手続きも行い、保険料を未納無く納付しているため、申立期間について、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生納付特例期間及び申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料を全て納付している上、申立期間は5か月と短期間である。

また、申立人は、平成12年4月に学生納付特例の申請を契機として申立期間を含む平成11年度以前の保険料の未納を聞き、申立期間の国民年金保険料については、母親が10年8月から同年10月までの保険料と一緒に12年8月にまとめて納付したとしているところ、オンライン記録によれば、申立人の主張どおり、同年4月11日に学生納付特例の申請が行われており、同年6月5日に承認され、申立期間直前の10年8月から同年10月までの保険料が承認後の12年8月7日に、及び申立期間直後の11年度の保険料が12年12月4日に過年度納付されていることが確認でき、その主張に不自然さはない。

さらに、申立期間の保険料を納付したとする母親は、学生納付特例の承認後に社会保険事務所から平成10年度の納付書(一括)を送付してもらい、手元

にあった家計費（20万円から10万円で、10万円を下回らないように適宜補充していた。）又は居住する団地の周囲に立地する4金融機関（外出する際の行き先で使い分けていた。）の預金口座から引き出して金融機関の窓口で納付し、その後、11年度の納付書（一括）を送付してもらい、同様に納付し、いずれも納付書を分割してもらった記憶は無いとしている。これに対し、年金事務所も当時の納付書の送付について「当初は年度一括の納付書を送付し、分割の希望があれば希望に応じて納付書の期間を分割して再送付していた。2年度分の未納がある場合は、依頼時に1年度分のみを送付し、再度依頼があった時に残りの1年度分を再送付することもできる。」としており、母親の納付書に係る記憶と一致している。

加えて、年金事務所に保存されていた申立人の平成11年度の領収済通知書の発行年月日は平成12年11月10日とされ、申立期間直前の10年度に係る保険料が過年度納付された12年8月よりも後に発行されていることが確認できる上、15万9,600円を一括の納付書で納付していることが確認でき、母親の納付方法等の記憶とも符合することから、申立人の申立内容は信ぴょう性が高いものと認められる。

このほか、母親はあらゆる領収書を5年間保存し、確認していたとしており、仮に平成10年度について分割された納付書を受け取っていたとしても、保険料の未納期間をなくすように努めていた母親が同年度については3か月分しか納付せず、申立期間の保険料を納付しないまま、その4か月後に11年度を一括納付するとは考え難く、母親が申立期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から52年3月まで

私は、昭和52年3月頃に母親と一緒にA市B区役所に行き国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料を納付するのに用意した金額は3万円ぐらいであったと思う。この金額の中から保険料を遡ってまとめて納付したことを覚えている。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く34年余りにわたる国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年12月8日にA市B区に払い出されていることから、その頃に初めて申立人の加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した49年8月16日とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、50年10月から52年3月までの保険料は過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、保険料を遡ってまとめて納付するのに用意した金額は3万円ぐらいで、この金額の中から保険料をまとめて納付したとしているところ、前述のとおり、申立人の手帳記号番号払出時期の時点で過年度納付可能な期間の保険料を納付するのに必要な金額は、2万3,400円となり、申立期間のうち、昭和50年10月から52年3月までの保険料を納付することは可能であったこ

とから、納付意識の高かった申立人が当該期間の保険料をまとめて過年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、前述の手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和49年8月から50年9月までについては、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間のうち、昭和49年8月から50年9月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年3月から50年3月まで

私は婚姻（昭和49年5月）後に義母に勧められて、A市役所で国民年金の加入手続を行い、この加入手続後に3か月分の国民年金保険料を同市役所で納付した。その後、送られてきた納付書で月額1,000円ぐらいの保険料を金融機関に納付したと思う。申立期間の保険料を納付したことを示すものは無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は13か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間に係る加入手続時期及び保険料の納付時期は覚えていないとしているものの、納付書が送られてくれば、必ずその納付書により保険料を納付していたとしている上、申立期間当時の保険料月額は1,000円ぐらいであったことは覚えているとしているところ、申立期間における保険料月額は、昭和49年3月から同年12月までは900円、50年1月から同年3月までは1,100円であり、申立人が納付したとする保険料月額と近似している。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月24日にA市で払い出されていることから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って49年2月28日（平成22年2月22日に厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和49年3月1日とされていたことから、資格取得日を同年3月1日に訂正されている。）とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったことから、前述のとおり、納付意識の高かった申立人が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月1日から同年11月1日まで

昭和47年5月1日に、A社に正社員として入社し勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録が同年11月1日からとなっており、申立期間が空白になっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の関連会社のB社の総務部長（申立期間当時、A社の総務及び経理を担当。）及びB社の同僚の証言から判断して、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、上記の総務部長は、「当時、社会保険は重要だと考えており、人材募集の際にも、社員は社会保険に加入させることを強調していた。特に、申立人は、大卒の幹部候補として採用したので、入社と同時に厚生年金保険に加入させ、保険料を控除していたはずだ。」と証言している。

さらに、申立人が大卒の幹部候補の先輩として名前を挙げた同僚（B社において昭和47年4月11日に厚生年金保険被保険者資格を取得。）は、「私は、正社員として入社し、入社と同時に厚生年金保険に加入した。申立人も大卒だったので、入社当時から身分は保障されており、試用期間はなかったはずだ。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和47年11月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年11月1日から7年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から9年9月まで

ねんきん定期便を見て申立期間の標準報酬月額の記録が極端に低くなっていることが分かった。役員給与は固定額で変動はないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年11月から7年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、6年11月及び同年12月は59万円と記録されていたところ、7年1月24日付けで、6年11月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、その後同額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の同僚役員3人（事業主、その妻及び息子）の標準報酬月額についても、申立人と同様に平成7年1月24日付けで、6年11月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A社は、平成18年9月30日に適用事業所ではなくなっており、事業主及び経理担当である事業主の妻とは連絡が取れず、当時、申立人の給与額が遡及訂正処理後の標準報酬月額に対応した額に減額されたことをうかがわせる証言は得られなかった。

また、不納欠損整理簿及びオンライン記録によると、A社は、当該遡及訂正処理の当時、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

なお、商業登記簿によると、申立人は、当該遡及訂正処理の当時、A社の

取締役であったことが確認できるものの、複数の従業員の証言から、申立人は、商品管理、集配等の現場作業の責任者であり、社会保険事務には関わっていないと判断される。

これらの事実を総合的に判断すると、平成7年1月24日付けで行われた遡及訂正処理は、事実に即したものとは考え難く、申立人について6年11月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の同年11月から7年9月までの期間に係る標準報酬月額は、59万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、平成7年10月から9年9月までの期間については、申立人の標準報酬月額は、遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定処理において9万8,000円とされているところ、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

また、申立人は、給与明細書等を保有しておらず、申立人と同様に標準報酬月額を減額訂正されている事業主の息子に照会しても、回答を得ることができないことから、申立人の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年8月1日から9年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（9万8,000円）であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を9万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から10年12月まで

ねんきん定期便により、A社における標準報酬月額の記録が違っていることを知った。当時の経理担当者（私の息子）から標準報酬月額を下げた保険料を納付していたと最近初めて聞いたので、標準報酬月額を元の記録に訂正してほしい。

また、平成9年10月以降は、標準報酬月額9万8,000円に見合う厚生年金保険料を控除されていたと思うので、それに見合う記録に標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年8月から9年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、7年8月から9年8月までは9万8,000円と記録されていたところ、同年9月8日付けで、7年8月1日まで遡って9万2,000円に引き下げられ、その後同額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当時のA社の事業主（申立人の夫）、経理担当者（申立人の息子）及びその息子の妻についても、申立人と同様に平成9年9月8日付けで、遡って標準報酬月額を9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、当該遡及訂正処理について、当時の経理担当者であった申立人の息子は、「当時のA社は、社会保険料の未納が多かったため、事業主（私の父）と相談して、父母及び我々夫婦合わせて4人の標準報酬月額を遡

及訂正した。当時の事務処理について、申立人（母）には説明していなかった。」と証言しており、当該遡及訂正処理が申立人の給与実態に即した処理ではなかったことがうかがえる。

また、滞納処分票により、A社は、当該遡及訂正処理当時、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

なお、商業登記簿によると、申立人は、当該遡及訂正処理当時、A社の取締役であったことが確認できるものの、当時の複数の従業員は、「申立人は、現場で受付、集配等の仕事をしており、社会保険関係の事務処理には関与していなかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成9年9月8日付けで行われた標準報酬月額額の遡及訂正処理は、事実には即したものと考えることは難しく、申立人について7年8月1日まで遡って標準報酬月額を引き下げる合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の同年8月から9年9月までの標準報酬月額については、9万8,000円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成9年10月から10年12月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、遡って訂正された形跡が無く、9年10月及び10年10月の定時決定処理により9万2,000円と記録されていることが確認できることから、当該処理については、9年9月8日付けで行われた遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、当該期間に係る社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

また、申立人は、当該期間に係る給与明細書を所持しておらず、A社も、当時の賃金台帳等を保管していないことから、申立人の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、平成9年10月から10年12月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月から11年2月まで

年金記録を確認したところ、申立期間に係る標準報酬月額（9万8,000円）が非常に低いことが分かった。

申立期間についても、減額前の標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたはずであるので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成8年11月から10年11月までは53万円と記録されていたところ、同年12月4日付けで、8年11月1日に遡って9万8,000円に減額され、事業所が適用事業所に該当しなくなった日まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間においてA社の被保険者記録が確認できる同僚59人のうち、25人についても、申立人と同じ平成10年12月4日付け、又は11年3月9日付けで、遡って標準報酬月額を減額されていることが確認できる。

しかし、A社の事業主は、当該遡及訂正処理について分からないと回答しており、複数の同僚からは、申立期間当時、申立人を含む複数の従業員の給与額が当該遡及訂正後の標準報酬月額（9万8,000円）に見合う額まで減額されたことをうかがわせる証言は得られなかった。

また、申立人から提出された平成9年3月及び同年4月の支給明細書によると、申立人は、当該月において当該遡及訂正前の標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

さらに、年金事務所は、申立期間当時のA社の保険料納付状況について確認できる資料を保管していないものの、当時の同僚は、「申立期間当時、会社の経営状態は悪く、給与の遅配があった。」と証言していることから、厚生年金保険料についても滞納していた可能性が高いものと考えられる。

なお、商業登記簿により、申立人が当該遡及訂正処理前の平成10年9月*日からA社の取締役であったことが確認できるが、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人は、同社において工事の管理業務に従事し、経理及び社会保険事務について権限を有していなかったものと判断される。

これらを総合的に判断すると、平成10年12月4日付けで行われ遡及訂正処理は、事実在即したものと考えるべく、申立人について8年11月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、53万円に訂正することが必要である。

愛知厚生年金 事案6890

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成2年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月31日から同年6月1日まで
グループ会社内で異動した際の年金記録が1か月欠落しているが、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び在籍証明書により、申立人が同社及びグループ会社であるB社に継続して勤務し（同社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記の人事記録によると、申立人が平成2年5月1日以降、A社に勤務していた旨記録されており、申立期間に係る厚生年金保険料は同社により控除されていたと判断されることから、申立期間については、申立人の同社における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年6月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日を誤って社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案6891（事案2035の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成元年2月及び同年3月は14万2,000円、同年4月は15万円、同年5月は17万円、同年6月は15万円、同年7月及び同年8月は16万円、同年9月は15万円、同年10月から同年12月までは16万円、2年1月は14万2,000円、同年2月は12万6,000円、同年3月から同年5月までは14万2,000円、同年6月は17万円、同年7月は18万円、同年8月は16万円、同年9月は17万円、同年10月は18万円、同年11月は17万円、同年12月は18万円、3年1月は17万円、同年2月は15万円、同年3月から同年6月までは18万円、同年7月は11万8,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から3年7月まで

給与から引かれていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額はもっと高かったと思うので、適切な記録に訂正してほしいとして年金記録確認の申立てをしたところ、平成21年12月9日付けで申立期間については年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、その後、申立期間に係る給料支払明細書が見付かったので、申立期間の標準報酬月額を適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当初、申立期間を含む昭和62年6月から平成15年10月までの期間について申し立てられたが、このうち8年12月以降の一部の期間を除いて、申立人の給与支給額及び保険料控除額について確認できる関連資料が無く、ほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる周辺事情も無いことから、申立人は、そ

の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月9日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、この度、申立人から新たに見付かったとして提出された給料支払明細書によると、申立人は、申立期間において、11万8,000円から18万円までの標準報酬月額に見合う総支給額が支給され、14万2,000円から18万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、当該給料支払明細書において確認できる総支給額から、平成元年2月及び同年3月は14万2,000円、同年4月及び同年6月は15万円、同年7月及び同年8月は16万円、同年9月は15万円、同年10月から同年12月までは16万円、2年2月は12万6,000円、同年6月は17万円、同年8月は16万円、同年9月、同年11月及び3年1月は17万円、同年2月は15万円、同年7月は11万8,000円とし、当該給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、元年5月は17万円、2年1月及び同年3月から同年5月までの期間は14万2,000円、同年7月、同年10月、同年12月及び3年3月から同年6月までの期間は18万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該給料支払明細書において確認できる総支給額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書で確認できる総支給額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づくものを除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案6892

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月31日から同年2月1日まで

私は、A社を平成元年1月31日付けで退職したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員名簿によると、申立人の退職年月日が平成元年1月31日と記録されていることから、申立人は、同日まで同社に勤務していたことが認められる。

また、当該従業員名簿において申立人と同じ平成元年1月31日に退職した旨記録されている同僚は、「私は申立人と同じ部署で働いており、申立人と一緒に平成元年1月31日に退職した。」と証言しているところ、オンライン記録により、当該同僚の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同年2月1日とされていることが確認できる。

さらに、A社の従業員の社会保険の届出、給与計算等を行っていた同社本社は、「事務担当者が申立人の資格喪失日を誤って届け出た可能性がある。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年12月のオンライン記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否か不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を平成元年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月27日から同年8月1日まで

A事業所B支店から同事業所C支店に転勤した際の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された人事資料(異動歴)及び在籍証明書並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同事業所に継続して勤務し(昭和42年8月1日に同事業所B支店から同事業所C支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和42年6月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成19年1月から同年8月までは20万円、同年9月から20年12月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②から⑤までに係る標準賞与額の記録については、申立期間②は36万2,000円、申立期間③は35万9,000円、申立期間④は30万6,000円、申立期間⑤は35万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年1月から20年12月まで
② 平成19年7月25日
③ 平成19年12月25日
④ 平成20年7月25日
⑤ 平成20年12月25日

申立期間①については、ねんきん定期便の標準報酬月額と実際の給与支給額が相違している。また、申立期間②から⑤までについては、賞与が支給されたが、賞与の記録が無い。申立期間①から⑤までについて、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された預金通帳の写しにより、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）を大幅に超える額（19万円から57万円まで）の給与振込が確認できる。

また、課税庁から提出された課税資料において年間支払金額及び社会保険

料控除額並びに複数の同僚の給与支給明細書において確認できる保険料控除額の推移から判断すると、平成19年1月から同年8月までは20万円、同年9月から20年12月までは19万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、申立人の申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、資料が無く不明としているが、申立人の預金通帳の写し、課税庁から提出された課税資料及び複数の同僚の給与支給明細書から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②から⑤までについて、申立人から提出された預金通帳の写しにより、当該期間において賞与支給月以外の月の約2倍強の額の給与振込（給与と合算振込）が確認できることから、当該期間においてA社から申立人に対し賞与が支給されていたことが認められる。

また、課税庁から提出された当該期間の課税資料において確認できる年間支払金額及び社会保険料控除額並びに複数の同僚の賞与支給明細書において確認できる賞与支給額及び保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間②は36万2,000円、申立期間③は35万9,000円、申立期間④は30万6,000円、申立期間⑤は35万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主より賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年8月1日から6年10月1日までの標準報酬月額
は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は30万円であ
ったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を
30万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく
厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるこ
とから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、53万円に訂正することが必
要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生
年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付
する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から7年7月まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成5年1月から7年7月までの
期間について、実際の給料は53万円で3万8,425円の厚生年金保険料が控除
されていたのに、5年1月から同年7月までの標準報酬月額が30万円、同
年8月から7年7月までの標準報酬月額が20万円となっていることに納得
できないので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間のうち、平
成5年8月及び同年9月は30万円と記録されていたところ、同年10月18日付
けで、同年8月1日に遡って20万円に減額訂正された上、同日付けで、当初
30万円と記録されていた同年10月1日の定時決定が取り消され、その後、申
立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（7年8月21日）まで同額（20万
円）で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社における同僚15人のうち、14人の標
準報酬月額についても、申立人と同様に平成5年10月18日付けで同年8月1
日に遡って減額訂正が行われ、同年10月1日の定時決定が取り消されている
ことが確認できる。

しかし、A社の事業主は、「申立期間当時、経営が悪化し、厚生年金保険料

を延滞金も含めて滞納していたことから、社会保険事務所職員の提案により、従業員の標準報酬月額を引き下げた。」と証言していることから、当該遡及訂正処理は、申立人の給与実態に即した処理でなかったことがうかがえる。

また、滞納処分票により、申立期間当時、A社は、厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

なお、商業登記簿によると、申立人は、当該遡及訂正処理が行われた当時、A社の取締役であったことが確認できるが、申立人は、「私は、広告や印刷関係業務を担当していたので、厚生年金保険等の事務関係については何も分からない。」と主張しており、複数の元従業員も、「社会保険事務に関しては、社長とその妻が担当していた。」と証言していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成5年10月18日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について同年8月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成5年8月から6年9月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要と認められる。

なお、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当該期間後の最初の定時決定処理（平成6年10月1日）において20万円と記録されているところ、当該処理については、上記の遡及訂正処理と直接的な関係がうかがわれる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

しかし、A社の事業主は、「申立人には、平成4年12月時点の給料（53万円）を退職するまで支払い、53万円に見合う保険料を天引きしていたことに相違ない。」と証言している。

また、A社において、申立人と同様に標準報酬月額が平成5年10月18日付けで減額訂正されている同僚から提出された給与明細書（3年から7年までの各年1月分及び7年7月分）によると、当該同僚は、給与明細書を所持している月において当該遡及訂正前の標準報酬月額に相当する給与が支給され、当該遡及訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人に係る申立期間の標準報酬月額について誤った届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑤までに係る標準賞与額の記録については、申立期間①は29万3,000円、申立期間②は35万円、申立期間③は40万円、申立期間④は60万円、申立期間⑤は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月16日
② 平成18年12月15日
③ 平成19年12月20日
④ 平成20年7月22日
⑤ 平成20年12月15日

事業主が年金事務所による事業所調査を受けたところ、申立期間に係る賞与の記録が漏れていることが判明したので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び賞与一覧表により、申立人は、申立期間①は30万円、申立期間②は35万円、申立期間③は40万円、申立期間④は60万円、申立期間⑤は25万円の賞与が支給され、申立期間①は29万3,000円、申立期間②は36万4,000円、申立期間③は40万円、申立期間④は60万円、申立期間⑤は25万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳及び賞与一覧表において確認できる保険料控除額から、申立期間①は29万3,000円、申立期間③は40万円、申立期間④は60万円、申立期間⑤は25万円、同賃金台帳及び賞与一覧表において確認できる総支給額から申立期間②は35万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「原因は不明だが、申立人に係る賃金台帳及び賞与一覧表で確認できる総支給額又は保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出していない。」と認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①から⑤までの標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案6897

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和36年7月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月24日から同年8月1日まで

申立期間に支店間の異動はあったが、A社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、C健康保険組合から提出された組合員台帳及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（同社D支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日を確認できる関連資料等はないが、A社の現在の事務担当者は、「人事記録によると、申立人は、昭和36年7月にB支店に異動していると考えられる。」と証言していることから、申立期間については、同社B支店における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者名簿の昭和36年8月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（34万円）であったと認められることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年7月から同年9月まで
② 平成8年4月から9年5月まで

ねんきん定期便で標準報酬月額を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、給与額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されていることが分かったので、当時の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の平成8年4月から9年1月までの標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたところ、同年2月12日付けで、8年4月1日まで遡及して9万8,000円に減額訂正され、申立人の被保険者資格喪失日まで同額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に、男性の同僚10人の標準報酬月額も平成9年2月12日付けで、遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給料明細書によると、申立人は、申立期間②において当該遡及訂正前の標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、A社の元事業主は、「申立期間当時、経営状態はあまりよくなかった。社会保険料の滞納があったと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成9年2月12日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について8年4月1日まで遡及して標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、当該遡及訂正処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、34万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①について、申立人から提出された給料明細書により、当該期間のうち、平成6年8月及び同年9月の給与額に見合う標準報酬月額は、申立人の主張どおり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給料明細書に記載されている給与額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年7月1日、資格喪失日に係る記録を42年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月1日から42年1月1日まで

私は、申立期間についてA社で継続して働いていた。勤務していたことを会社で証明をもらったので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及び同僚2人が申立人の在籍を証明した書面並びに雇用保険の記録により、申立人が申立期間において同社で勤務していたことが認められる。

また、A社の当時の無限責任社員で、現在の事業主は、「当時、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険など社会保険に加入させていたと思う。」と回答している。

さらに、申立人は、「申立期間当時のA社の従業員数は12人程度であったと記憶している。」と証言しており、当該人数がオンライン記録上の当時の厚生年金保険被保険者数とおおむね一致していることが確認できることから、当時のA社では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同職種で同年代の同僚の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考えられない上、事業主から申立てどおりに被保険者資格の取得に係る届出が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出される機会があったことになるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年7月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案6900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和31年12月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月13日から32年1月5日まで

私は、昭和26年3月21日から平成8年4月15日まで継続してA社に勤務していた。同社C支店から同社B支店に転勤した際の厚生年金保険の被保険者期間に1か月間の空白がある。

申立期間の厚生年金保険料を控除されていたことを証明する資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員カード、申立人と同日に異動したと証言する同僚から提出された辞令及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和31年12月13日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者名簿の昭和32年1月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案6901

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和27年9月4日、資格喪失日は28年9月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月1日から24年3月1日まで
② 昭和24年6月1日から26年1月1日まで
③ 昭和27年2月1日から28年9月1日まで

申立期間①及び②については、B事業所で勤務していた。また、申立期間③も同事業所又はA社で勤務していたと思うが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。厚生年金保険料を控除されていたことを証明する資料は無いが、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち、昭和27年9月4日から28年9月1日までの期間については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と氏名及び生年月日が一致しているが、使用する漢字が一文字相違している基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は27年9月4日、資格喪失日は28年9月1日）が確認できる。

また、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の証言により、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の被保険者記録

であり、申立人のA社における資格取得日は昭和27年9月4日、資格喪失日は28年9月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間③のうち、昭和27年2月1日から同年9月3日までの期間について、オンライン記録によると、A社は、同年9月2日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間のうち、同年2月1日から同年9月1日までの期間において適用事業所であったことが確認できない。

また、B事業所及びA社における複数の同僚に照会しても、申立人の当該期間における勤務実態について証言が得られない。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元代表取締役（申立期間当時の事業主の息子）は、「当時の資料は残っていないため不明である。」と証言している。

加えて、B事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主の息子は、「当時の関係者は、事業主をはじめ全員が亡くなっており、書類等も保存されていない。」と回答している。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間①及び②について、オンライン記録によると、B事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立期間①及び②の前後のB事業所が適用事業所であった期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したが、申立人については記憶が無いと証言している。

さらに、申立期間①及び②当時の事業主の息子は、「当時の関係者は、事業主をはじめ全員が亡くなっており、書類等も保存されていない。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6902

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和30年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月22日から同年7月1日まで

昭和26年3月5日から55年5月14日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

昭和30年にA社B支店から同社C支店に転勤したが、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された職歴証明書、同社からの回答及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社の回答によると、当該異動に係る発令日は昭和30年6月22日であるが、オンライン記録によると、申立人と同様に同社C支店に異動し、同年7月1日付けで同社同支店において被保険者資格を取得している複数の同僚の異動前の各支店における被保険者資格喪失日は、いずれも同日とされていることから、申立人についても、同社B支店における資格喪失日に係る記

録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者名簿の昭和30年5月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したものと思われるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案6903

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和32年1月1日から平成3年3月31日まで異動はあったもののA社に継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事台帳及び同社の回答により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和46年2月の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和46年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月28日

申立期間について、A社から30万円の賞与が支給されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。申立期間について、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間において30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は36万円、申立期間②は31万円、申立期間③は39万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月11日
② 平成16年7月14日
③ 平成16年12月10日

申立期間①、②及び③について、A社から賞与が支給されているにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いため、当該期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間①、②及び③において、その主張する標準賞与額（申立期間①は36万円、申立期間②は31万円、申立期間③は39万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間①、②及び③の賞与の支払に係る届出を行っていない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年2月1日から36年1月20日まで
② 昭和36年2月1日から38年8月1日まで

私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後3年以内に資格喪失した女性のうち、脱退手当金の受給資格を有する3人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録がある者はいない上、受給資格のある同僚は、「退職時に会社から、脱退手当金の説明も資料の送付も無かった。」と証言していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているところ、申立人は、「未請求の当該事業所は、親戚の会社で頼まれて高校を途中で辞めて働いた。4年ぐらい勤めており、厚生年金保険に加入していることも知っていたので、忘れることは無い。」と主張していることから、申立期間より前の当該被保険者期間を失念するとは思われない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と906円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から41年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から41年10月まで

東京オリンピックが始まる昭和39年10月頃に、義母のところに国民年金の集金に来ていた女性に勧められたので国民年金に加入し、義母と私の二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。私が留守をした時は義母が保険料を納付してくれたこともあった。

集金人は毎月来ていたのかどうか、保険料も330円か370円であったとは思いがはっきりと覚えていない。ただ、保険料を納付した際、はがきの半分くらいの大きさの領収書をもらったことは覚えている。

その領収書も今は無く、義母も亡くなっているため保険料を納付したことを証明するものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年10月頃に国民年金に加入したとしているが、国民年金受付処理簿、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人の国民年金加入手続が行われたのは50年1月とみられ、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人はこの頃に初めて国民年金加入手続を行ったものと考えられる。

また、申立期間は、夫が厚生年金保険被保険者期間であったことから、申立人は国民年金の任意加入の対象となる期間であり、上記国民年金受付処理簿等においても、申立人は昭和50年1月に任意により国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間については国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、集金人に保険料を納付し、その際には領収書をもらった記憶があり、保険料額は明確には覚えていないが、330円か370円であったと思うとしている。しかし、申立人が申立期間当時から居住しているA市における申立期間当時の保険料徴収方法は、集金人（国民年金推進員）が3か月に一度被保険者宅を訪問し、国民年金手帳を用いて保険料を徴収する印紙検認方式であった上、保険料額も申立期間当時、申立人については月額100円、義母については150円であったことから、申立人の主張とは相違する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年4月まで

私が結婚して1、2年ぐらいした頃に市役所の職員が家に来て、「国民年金は20歳から加入して保険料を納めないといけないから、遡って納付するように。」と言われた。しかし、保険料を納付せずにいたところ、再度、職員が来たため、まとめて20歳まで遡って保険料を納付したので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した時期については、昭和38年5月の婚姻から1、2年後であったのではないかとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は41年5月頃に元夫と連番で払い出されており（元夫の当該手帳記号番号については、後に重複取消されている。）、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の加入手続が行われた時期は、申立人が記憶する1、2年後ではなく、婚姻から約3年後であったものとみられる。

また、申立人は、市役所の職員から20歳まで遡って保険料を納付するよう言われたとしているところ、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者資格については、前記の加入手続の際に、申立人が婚姻したとする昭和38年5月*日まで遡って取得する処理が行われ、申立期間については国民年金の被保険者資格を取得していなかったこととされている。この被保険者資格の取得日については、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及び申立人が所持する国民年金手帳に記載されている被保険者資格の取得日とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が遡って被保険者資格を取得した期間のうち、申立期間直後の昭和 38 年 5 月から 40 年 3 月までの保険料については、A 市の国民年金被保険者名簿によると、納付日は定かではないものの、総額 1 万 350 円の保険料が納付されたとする記載がある。この保険料総額を当該期間の月数である 23 か月で除すと、1 か月当たりの保険料は 450 円となり、これは、45 年 7 月から 47 年 6 月まで実施されていた第 1 回特例納付制度を利用した場合の保険料月額と符合することから、申立人は、この制度を利用して当該期間の保険料を遡って納付していたものと推認できる。同様に遡って被保険者資格を取得した期間のうち、40 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料についても遡って納付されたものと考えられる。これらのことを踏まえると、申立人が遡って納付するようにと言われたとする保険料は、これら遡って納付していた保険料のいずれかを指している可能性も否定できない。

加えて、申立期間については、上記のとおり、申立人は国民年金の被保険者資格を取得していなかったことから、申立期間直後とは状況が異なり、前述の特例納付制度により保険料を納付していたとも推認し難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から50年3月まで

時期は定かではないが、両親から私の国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してくれていたと聞いているので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする両親は既に亡くなっているため、申立期間に係る加入手続及び保険料納付の状況の詳細は不明である。

また、申立人は、時期は定かではないが、両親から申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してくれていたと聞いているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年9月にA市に払い出されていることが確認でき、同市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金加入手続が行われたのは、同年10月28日であり、この加入手続時において、被保険者資格取得日を申立人が20歳に到達した46年*月*日に遡って取得する処理が行われていることが確認できる。このため、申立期間当時は国民年金に未加入であったこととなり、両親が保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、上記加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料については、既に時効が成立していたことから、両親が遡って保険料を納付することもできなかったと考えられる。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録同様、申立期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は

見当たらない上、両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から40年3月まで

私たち夫婦は、長男が生まれるに当たり、昭和37年初夏の頃、A市にある県営住宅に引っ越した。県営住宅では、集金代行の代行金が入ることから、婦人会が中心となって国民年金保険料を集金しており、私たち夫婦も勧められたので国民年金に加入した。保険料の納付金額はさほど高くなく、3か月ごとに納付していた記憶があるが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に引っ越した際（昭和37年）に国民年金に加入したとして、いるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、41年1月5日に同市で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないため、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものと考えられ、申立人が述べる加入手続時期の記憶と相違している。

また、上記加入手続の際に、申立人は、国民年金制度が開始された昭和36年4月1日まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる（当該期間は、後に厚生年金保険被保険者記録の統合により、同年7月以降の期間が国民年金の被保険者期間とされている。）。申立人は、婦人会に保険料を3か月ごとに納付していたとしていることから、現年度納付の主張とみられるが、前述のとおり、申立人は申立期間の被保険者資格を遡って取得しているため、申立期間当時は国民年金に未加入であったこととなり、保険料を現年度納付することはできなかったと考えられる。

さらに、上記加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和 37 年 7 月から 38 年 9 月までの保険料については、時効により納付することはできず、同年 10 月以降の保険料については、過年度納付することは可能であったものの、申立人は、遡って保険料を納付した記憶は無いとしていることから、当該期間の保険料を過年度納付したとは言い難い。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）においても、オンライン記録と同様に、保険料が納付済みとされている期間は昭和 40 年 4 月以降であり、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から40年3月まで

私たち夫婦は、長男が生まれるに当たり、昭和37年初夏の頃、A市にある県営住宅に引っ越した。県営住宅では、集金代行の代行金が入ることから、婦人会が中心となって国民年金保険料を集金しており、私たち夫婦も勧められたので国民年金に加入した。保険料の納付金額はさほど高くなく、3か月ごとに納付していた記憶があるが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に引っ越した際（昭和37年）に国民年金に加入したとして、いるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、41年1月5日に同市で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないため、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものと考えられ、申立人が述べる加入手続時期の記憶と相違している。

また、上記加入手続の際に、申立人は、国民年金制度が開始された昭和36年4月1日まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる（当該期間は、後に厚生年金保険被保険者記録の統合により、同年8月及び38年5月以降の期間が国民年金の被保険者期間とされている。）。申立人は、婦人会に保険料を3か月ごとに納付していたとしていることから、現年度納付の主張とみられるが、前述のとおり、申立人は申立期間の被保険者資格を遡って取得しているため、申立期間当時は国民年金に未加入であったこととなり、保険料を現年度納付することはできなかったと考えられる。

さらに、上記加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和 38 年 5 月から同年 9 月までの保険料については、時効により納付することはできず、同年 10 月以降の保険料については、過年度納付することは可能であったものの、申立人は、遡って保険料を納付した記憶は無いとしていることから、当該期間の保険料を過年度納付したとは言い難い。

加えて、A 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）においても、オンライン記録と同様に、保険料が納付済みとされている期間は昭和 40 年 4 月以降であり、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から3年2月まで

私は申立期間当時学生であったが、母親が私の将来を思い平成元年3月か4月頃にA市B区役所で国民年金の任意加入手続を行ってくれた。国民年金保険料も母親が役所の通達員によって自宅に届けられた納付書により、郵便局で毎月、元年は8,000円、2年は8,400円を納付してくれた。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、平成元年3月か4月頃に任意加入手続を行い、申立期間の保険料は毎月又は3か月ごとに納付書により納付したとしているものの、申立人の任意加入手続を行った時期は明確に覚えておらず、手続後に交付される年金手帳を受領した記憶は無く、保険料の納付開始時期、納付対象期間及び納付周期についての記憶も明確ではないことから、申立人に係る加入手続及び保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、A市においても申立人が国民年金に加入していた記録は存在しないほか、申立人が所持する制度共通の年金手帳にも国民年金の記号番号の記載は無いなど、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できないことから、申立人は申立期間において国民年金に未加入であったものとみられ、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から同年8月まで

私は、会社退職（昭和60年12月）後両腕を痛めていたので、リハビリに通院していた。記憶は曖昧だが、61年1月頃にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、送付されてきた納付書により通院途中にあったB郵便局で申立期間の国民年金保険料を毎月納付していた。納付を証明するものは残っていないが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和61年1月頃にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、送付されてきた納付書により、申立期間の国民年金保険料をB郵便局で毎月納付したとしているが、同市によれば、申立期間当時の納付書は3か月単位の納付書だったとしている上、申立人は、納付金額、年金手帳の受領方法等についての記憶は無いとしていることから、申立期間に係る加入手続き及び保険料納付の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者資格取得状況等から、申立人の加入手続きはA市で平成7年7月及び同年8月の間に行われ、それ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の加入手続きが行われ、その手続きの際に資格取得日を遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和61年1月1日とする事務処理が行われたものとみられ、このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入となる上、この加入手続き時期を基準とすると、申立期間は時効となり、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、前述のとおり、申立人は平成7年7月及び同年8月の間に国民年金

に加入し、同年7月から同年12月（同年12月は還付されている。）までの保険料が現年度納付されていることが確認できることから、申立人が会社退職後に国民年金に加入し、毎月納付したとする保険料の記憶は、当該期間の保険料であった可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3294 (事案 2936 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和36年か37年頃、A町役場で国民年金の加入手続を行った。保険料は100円で、役場窓口で数か月分まとめて現金で納付し、検認印が押された年金手帳を受け取った。B町に引っ越してから年金手帳を紛失していたので、A町役場に電話で照会したところ、「待ってください。調べますから。ありましたよ。2年半掛けてありますよ。」と言われた。それから5年半経過した後に同町に聞いたところ、記録は無いと言われ、C社会保険事務所(当時)でも記録は無いと言われた。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年1月にB町において夫婦連番で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を遡って43年5月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは同町の国民年金被保険者名簿の記載内容とも符合する上、A町においても申立人の国民年金被保険者名簿は見当たらないとしていることから、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は申立期間の保険料を納付することはできないことなどから、既に、当委員会の決定に基づく平成23年6月8日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、前回の主張内容を繰り返すのみで、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料及び情報の提出は無いことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月及び同年5月

結婚して会社を辞めた後は、夫の扶養家族になることから国民年金の加入手続を行ったことはなかった。平成7年12月頃に夫の会社が第3号被保険者になる手続を行ってくれたと思う。その後、社会保険事務所(当時)から、国民年金保険料が納付されていないという電話連絡があり、追徴金も納付するようにと言われた。夫が社会保険事務所に行き、12、3万円ぐらい納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、基礎年金番号導入(平成9年1月)後の同年5月20日に、3年3月に払い出された厚生年金保険記号番号を基礎年金番号として付番されており、基礎年金番号導入以前に、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、9年5月頃に初めて国民年金加入手続が行われたものとみられ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って厚生年金保険被保険者資格の喪失日である7年4月21日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳のうち、昭和61年4月から平成8年12月までに交付されていた年金手帳に国民年金手帳記号番号の記載が無く、基礎年金番号導入後の9年1月以降に交付された年金手帳に「交付年月日 平成9年5月20日」と記載されていることとも符合する。

また、オンライン記録によると、平成9年7月18日に納付書が作成され、申立期間直後の7年6月から同年11月までの保険料が9年7月28日に過年度納付されていることが確認でき、申立人及びその夫は、納付したのは1回だけであるとしていることから、申立人が社会保険事務所から連絡があり納付した

とする記憶は、当該期間の保険料であった可能性も否定できない。

さらに、申立人及びその夫は、「12、3万円ぐらいを遡及納付した。」としており、申立人が提出した預金通帳の写しには、平成8年4月21日に12万6,000円を出金した記載が確認できるが、オンライン記録によると、申立人は、7年12月26日に第3号被保険者資格を取得したとされており、当該事務処理は9年5月23日に行われていることが確認できることから、前述の国民年金の加入手続（同年5月頃）と併せて行われたものとみられる。このため、預金通帳に出金記録のある8年4月頃は国民年金に未加入となる上、過年度保険料を納付する際には追加加算額は徴収しておらず、申立人が第1号被保険者であった期間（7年4月から同年11月までの8か月間）の保険料は9万3,600円となり、納付したとする保険料額と相違する。

加えて、申立人が保険料を過年度納付した時期（平成9年以降）になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から7年2月まで

平成9年4月頃、A市B区役所で私か母親が国民年金の加入手続を行ったと思う。加入手続を行った際、同区役所職員から20歳まで遡って納付できると聞き、送付されてきた納付書で申立期間の保険料は2回に分けて私か母親が納付した。申立期間の保険料の納付金額は覚えていないが、納付書・領収証書を2枚持っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C国に在住していることから、母親から聴取したところ、平成9年4月頃、A市B区役所で申立人か自身が国民年金の加入手続を行い、その際、同区役所職員から20歳まで遡って納付できると聞き、申立期間の保険料は2回に分けて申立人か自身が納付書で納付したとしているものの、申立期間の保険料の納付金額は覚えていないとしていることから、母親の申立人に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、基礎年金番号制度導入（平成9年1月）前に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、オンライン記録によれば、同年4月16日に資格取得日を遡って5年*月*日（20歳到達時）として基礎年金番号を付番する事務処理が行われていることから、その頃に加入手続が行われたものとみられる。このことは、申立人が初めて年金手帳を受領したとする基礎年金番号導入後の年金手帳の記載内容とも符合する。このため、この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付することはできず、申立期間の納付書も発行・送付されることはない。

さらに、前述の加入手続時期を基準とすると、申立期間後の平成7年3月から9年3月までの保険料は、過年度納付が可能であり、オンライン記録を見ると、当該期間の保険料は納付済みとされていることが確認できる。母親は当該期間の2枚の納付書・領収証書（写し）を提出しており、この納付書・領収証書の1枚は、「納付書発行年月日 平成9年4月21日」、「納付期間 自7年3月 至8年3月」、「保険料合計額 151,500円」、「領収日付印 9年4月28日」であることが確認でき、もう1枚の納付書・領収証書は、「納付書発行年月日 9年8月8日」、「納付期間 自8年4月 至9年3月」、「保険料合計額 147,600円」、「領収日付印 9年8月27日」であることが確認できる。このことから、加入手続当時、申立人に対して、遡及納付可能な納付対象期間の納付書が発行・送付されていることから、これら事務処理に不自然な点は見受けられない。

加えて、オンライン記録及びA市の申立人の国民年金被保険者名簿の納付記録共に申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から54年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から54年11月まで

母親から、20歳になったら国民年金に加入して国民年金保険料を納付しなければならないと聞いたことがあったので、私が20歳になった時に、A市B区で母親が私の国民年金加入手続きを行い、申立期間の保険料は母親が納付してくれたはずである。母親は他界して詳しいことは分からないが、大学卒業後の昭和48年4月以降は、私が毎月母親に渡していた生活費の中から、母親が私の保険料を納付していたと思う。申立期間について、保険料を納付した記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続き及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡しているほか、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月以降については、毎月母親に渡していた生活費の中から、母親が申立人の保険料を納付していたとしているものの、加入手続き時期、加入手続き場所、申立期間の保険料の納付周期、納付場所及び納付金額については分からないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続き及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、任意加入被保険者として、昭和54年9月14日にA市B区に払い出され、その資格取得日は同年12月22日とされており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の加入手続きが初めて行われたのは、資格取得日とされた同年12月22日とみられる。このことは、同市の国民年金被保険者名簿に記載されている資格取得日、及び申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者とな

った日」欄に記載されている資格取得日とも符合している。申立人は、申立期間のうち、47年7月から48年3月までは学生であったとしているほか、申立人が婚姻した51年4月の時点で、夫は、厚生年金保険被保険者（49年10月から54年8月まで）であったため、申立期間のうち、47年7月から48年3月までの期間及び51年4月から54年8月までの期間は任意加入対象期間となり、制度上、申立人は加入手続時に当該期間の被保険者資格を遡って取得することができない上、申立期間のうち、48年4月から51年3月までの期間及び54年9月から同年11月までの期間は、強制加入被保険者期間であったとみられるものの、前述のとおり、申立人が当該期間に国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から51年3月まで

私は、会社退職（昭和48年7月）後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、集金人が送付されてきた納付書で納付した。婚姻（同年12月）後、同市C区役所で住所や氏名変更の手続を行い、婚姻後の保険料は、私が集金人に納付したか夫が送付されてきた納付書で銀行に納付していた。空白期間を作らないように手続を行い、保険料も納付していたので未納期間は無いはずだ。納付時期、納付金額、納付周期及び具体的な納付対象期間は覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（昭和48年7月）後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち、同年7月から同年11月までの婚姻前の保険料は、集金人が送付されてきた納付書で納付し、婚姻（同年12月）後は、同市C区役所で住所や氏名変更の手続を行い、申立期間のうち、同年12月から51年3月までの保険料は、自身が集金人に納付したか夫が送付されてきた納付書で銀行に納付していたとしているところ、夫及び申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付金額、納付周期及び納付対象期間については覚えていないことから、申立人の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する年金手帳によると、申立人の国民年金加入記録は、いずれも昭和43年12月5日に資格取得、46年11月1日に被保険者資格を喪失したとされている。その後、再び被保険者資格を取得したのは、51年4月21日（任意加入被保険者資格取得日）とされており、この手帳の氏名変更後欄を見ると、申立人は、婚姻後の

姓に氏名変更を行った年月日は、前述の任意加入被保険者資格取得日とされていることから、この任意加入手続が行われた際に併せて氏名変更の事務処理が行われたものと推認できる。このため、申立人が婚姻した48年12月時点では、夫は厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間のうち、同年12月から51年3月までは任意加入対象期間となり、制度上、加入手続を行った時から当該期間を遡って被保険者資格を取得することはできず、申立期間のうち、会社退職後の48年7月から同年11月までは、強制加入被保険者期間となるものの、当該期間については、前述のとおり、いずれの記録も申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡が見当たらない上、この51年4月21日（任意加入被保険者資格取得日）を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人及びその夫は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6907

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月1日から同年10月中旬まで
高校時代の友人だったA社の事業主の三女に頼まれて同社に入社し、約10か月間勤務したにもかかわらず、同社における厚生年金保険の記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の複数の同僚の名前、同社の所在地、業務内容等について具体的に述べているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び商業登記簿謄本により、申立人の述べる内容が裏付けられることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはいえる。

しかし、事業所台帳及びオンライン記録によると、A社は、昭和24年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「私は、昭和24年1月にA社に入社したが、入社当時は会社が厚生年金保険に入っていなかったため、給与から保険料は控除されていなかったはずだ。」と証言している。

さらに、A社は、「当社は、昭和34年の台風で大きな被害を受け、保管していた書類は全部紛失してしまった。そのため、申立人の在籍の有無を確認することはできないし、厚生年金保険の届出、保険料の納付等に関することについても分からない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6908

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月30日から7年11月14日まで
A社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人から提出された給与明細書（平成6年12月分から7年10月分まで）により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかし、適用事業所台帳及びオンライン記録によると、A社は、一旦、平成6年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、その後、7年11月14日に再度適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、申立人から提出された給与明細書によると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、A社が適用事業所ではなくなった日に、申立人及び事業主を含む被保険者13人全員が被保険者資格を喪失しており、このうち複数の同僚が同日付けで国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6909

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月から19年4月まで

ねんきん定期便を見て、申立期間に係る標準報酬月額が実際の給与額と合っていないことが分かったので、申立期間に係る標準報酬月額を適正な金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事務委託先であるB社の事務担当者は、「海外の現地法人に勤務している申立人の給与支給総額は、A社から支払われた額（以下「国内支給額」という。）と当該現地法人から支払われた額（以下「海外支給額」という。）を合わせた額であるが、申立期間に係る社会保険手続については、国内支給額に基づいた額のみを届け出た。」と回答しており、同社から提出された「2005年分賃金台帳」並びに「2006年分及び2007年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」には国内支給額のみ記載されているものの、当該回答から、申立人の申立期間に係る給与支給総額（国内支給額と海外支給額を合わせた額）は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが推認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定するところ、B社から提出された上記の賃金台帳により、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、A社が加入している健康保険組合が記録している申立人の標準報酬月額は、申立期間においてオンライン記録の標準報酬月額と一致しているこ

とが確認できる。

さらに、平成17年及び18年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び19年5月改定の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届により、A社は、申立期間について、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できる。

加えて、B社の事務担当者は、「申立期間後（平成19年5月以降）に係る社会保険手続については、国内支給額と海外支給額を合わせた額で届け出た。」と回答している。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6910

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月1日から43年8月15日まで
② 昭和44年4月30日から47年4月1日まで

私は、昭和42年4月から48年10月まで、A事業所に大工として住み込みで働いていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言から、申立人が当該期間当時、A事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人の退職後にA事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚が申立人を記憶していること、及び申立人が記憶している同僚の中に同事業所における被保険者記録が確認できない者がいることなどから、当時、同事業所では、採用後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人の雇用保険の記録における資格取得日（昭和43年8月15日）は、オンライン記録の被保険者資格取得日と一致している。

申立期間②について、複数の同僚の証言から、申立人が当該期間当時、A事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、雇用保険の記録では、申立人は、昭和44年4月29日にA事業所を離職し、47年4月1日に再取得しており、当該記録の離職日及び再取得日は、オンライン記録の被保険者資格喪失日及び再取得日と合致している。

また、オンライン記録によると、複数の同僚（3人）についても、申立人と同様に被保険者期間の欠落が見られるところ、このうち1人は、「自分の身体上の都合で休んでいた。」と回答しているが、別の1人は、「自分の空白期

間は会社の都合によるもので、詳しくは分からない。」と回答しているほか、他の1人からは回答が得られなかった。

さらに、別の同僚は、「申立人はどうだったか分からないが、税金や失業保険のお金を払いたくないということで、健康保険については、組合の保険に加入している人がいた覚えがある。個人の事業所だったので、その辺は各人の希望によって手続をしていたのではないか。」と証言している。

加えて、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月頃から45年6月頃まで

A社在籍中に、私が紹介して入社した私の妻や兄には同社の厚生年金保険被保険者記録があるのに、私の記録が全く無いのはおかしいので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断して、期間は定かでないが、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間当時、申立人は未成年であったところ、当時の取締役は、「申立人の職種には、社会経験の少ない未成年の者も雇用していたが、その場合、臨時雇用として雇っていたので、社会保険に加入させておらず、厚生年金保険料も控除していなかった。」と証言している。

また、複数の同僚が記憶している従業員の中にも、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に氏名が見当たらない者が複数存在する。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6912

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月頃から63年1月1日まで

私は、申立期間においてA社で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社の厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚は、いずれも申立人を知らない旨証言しており、同社は、申立期間当時の人事記録等が残っていない旨回答していることから、申立人の同社における勤務実態について確認できない。

また、申立人が名前を挙げる同僚の中には、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない者が存在するところ、同社の役員は、「申立期間当時は、全ての従業員を保険に入れていたわけではないと思う。」と証言していることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に全ての従業員を対象として厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いはしていなかったことがうかがえる。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間の前後に勤務した事業所については雇用保険の加入記録が確認できるものの、A社については雇用保険の記録が確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6913

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から47年6月まで
申立期間の標準報酬月額が、従前に比べ低く記録されているが、給与が下がった記憶は無いので、調査の上、申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店の後継会社であるC社は、「当時の賃金台帳及び社会保険に関する資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の届出及び保険料控除額については不明である。」と回答している。

また、申立期間当時、A社B支店が加入していたD厚生年金基金の年金給付裁定通知書に記載されている申立人の平均標準給与月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額は、昭和46年10月1日の定時決定において当時の最高等級である第28等級10万円であるが、厚生年金保険の標準報酬月額に係る等級が改正された同年11月以降、同じ第28等級9万8,000円と記録されていることが確認できる。申立期間に厚生年金保険被保険者記録のある同僚のうち、申立人と同様に、昭和46年11月に標準報酬月額が10万円から9万8,000円になっている者がみられる。

加えて、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に遡及して訂正された形跡は無い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6914

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月1日から44年1月1日まで

A社に解雇された後、解雇無効の訴訟を提訴したところ和解が成立し、職場復帰したが、申立期間に係る厚生年金保険の加入手続がされておらず厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。また、B社会保険事務所（当時）が回答している昭和53年9月18日付け「厚生年金保険の被保険者期間について（回答）」では申立期間が被保険者期間となっていたのに現在被保険者記録として認められないという点においても納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和42年9月1日以降の期間においてA社の雇用保険被保険者であることが確認できる。

しかしながら、i) 申立期間は、申立人がA社に係る解雇無効確認訴訟事件について係争中の期間であること、ii) 当該控訴事件に係る昭和44年2月5日付け和解調書によると、同年1月1日付けで申立人を同社従業員として採用する旨記載されていること、iii) 申立人は、当該和解調書に基づき職場復帰したと証言していることから、申立期間については、申立人の同社における勤務実態は無かったものと考えられる。

また、A社から提出された厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、同社は、申立人が昭和44年1月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行っていることが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間の厚生年金保険料については、A社又は関連のC事業所が一括納入しているはずである。」と主張しているが、当該和解調書には、その旨の記述が無く、当該主張を確認できる資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、被保険者期間の調査申出に対する当時のB社会保険事務所の回答（昭和53年9月18日付け「厚生年金保険の被保険者期間について（回答）」）では、申立人の資格取得日は昭和41年1月1日とされているものの、当該資格取得日に係る記載の信^{びょう}憑性については定かでない。

愛知厚生年金 事案6915

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月2日から40年1月14日まで

60歳前に厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されたことになっていることを知った。今回「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらい、申立期間について、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、厚生年金保険の被保険者として、年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年1月14日の前後2年以内に資格喪失し、受給要件を満たした13人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、11人に支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から1か月後の昭和40年2月15日に支給決定されているほか、脱退手当金支給整理簿に申立人の名前が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6916

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月頃から39年1月1日まで

私は、昭和36年4月から39年12月末までA社で勤務していた。

しかし、私の年金記録を確認したところ、申立期間については厚生年金保険の記録が無い。保険料控除が証明できる資料は無いが、申立期間にA社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、時期は特定できないが、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、A社は平成8年6月*日に解散している上、申立期間当時の事業主は既に他界しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社が商号変更によりB社となった当時の事業主は「申立人を知っているが、当時の資料も無く、何も分からない。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立人が申立期間当時一緒に住み込みで勤務をしたとして名前を挙げた複数の同僚は、いずれも申立人と同じく昭和39年1月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、このうち、連絡の取れた一人は、「申立人より私の方が先に入社した。入社して3年ぐらいは、厚生年金保険の加入は無かった。」と証言していることから、当時の同社は、一定期間内に採用した従業員を一括して資格取得させていた状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6917

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から5年9月まで

ねんきん定期便で標準報酬月額を確認したところ、申立期間の記録が15万円とされていることが分かった。しかし、平成2年5月から同年12月までは20万円、3年1月から5年9月までは41万円の標準報酬月額に対する給与が支給されていたと思うので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の無限責任社員であった申立人の夫は、「平成22年10月に廃業した際、全資料を廃棄処分した。」と回答している上、申立期間当時の顧問税理士も、「申立期間当時の資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

また、A社の同僚に照会したが、当時の給与明細書等を保管しておらず、当時の同社における厚生年金保険の取扱いに係る証言も得られない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無い。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年8月から56年7月まで
② 昭和57年8月から59年7月まで
③ 昭和60年8月から62年7月まで
④ 昭和63年8月から平成元年9月まで
⑤ 平成4年8月から5年9月まで
⑥ 平成6年10月から7年9月まで
⑦ 平成8年10月から9年9月まで
⑧ 平成11年10月から12年9月まで

A社では、賃上げの無い年は無かったと記憶している。しかし、標準報酬月額の記録では昇給していない年が合わせて124か月ある。かくも長期間不利に扱われていることは到底承服できない。徹底した調査の上、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑧までについて、A社は、「当時の資料が現存せず、不明。」と回答している上、B健康保険組合も、「保存期間の経過により、被保険者名簿の保存記録が無く、回答することができない。」と回答しており、申立人の当該期間当時の給与支払額、厚生年金保険料控除額及び健康保険組合に届け出られた標準報酬月額について確認できない。

また、C市に保存されていた申立人に係る住民税課税基礎資料のA社の平成11年分及び12年分給与支払報告書から、当該期間のうち、申立期間⑧における申立人の給与支払金額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額にほぼ相当することが確認できる。

さらに、当該期間当時の同僚の標準報酬月額の推移と比較しても、申立人

の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なるとされる事情は見当たらない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額に遡及して訂正された形跡は無い。

このほか、申立期間①から⑧までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑧までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6919

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年8月1日から同年9月21日まで
② 平成5年10月31日から同年11月1日まで

私は、平成5年8月1日から同年10月31日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無い。保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、A社において、平成5年9月21日に資格取得、同年10月30日に離職していることが確認できるところ、当該資格取得日及び離職日の翌日は、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日と一致している。

また、A社は、「社員に関する帳簿書類は10年を目安に廃棄するため、当時のことは不明。」と回答しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立期間当時にA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、自分の勤務期間と厚生年金保険被保険者記録が一致している旨証言している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6920

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から同年12月まで

私は、申立期間について、A社において給与が減額された記憶は無く、15万円であったと記憶していることから、調査の上、実際の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人の給与額に見合う標準報酬月額は、申立期間においてオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社からの届出により、申立期間の標準報酬月額が平成4年12月3日付けで、15万円から9万8,000円に随時改定されていることが確認できる。A社の事業主は、「申立人が60歳となった時に、在職老齢年金の関係で固定給を下げ、そのように手続をした。しかし、申立人が給与で不利にならないように、差額についてはボーナスとして支給した。」と回答している。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月1日から30年8月1日まで

私は、A社に昭和22年頃から勤務していた。しかし、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（28年12月1日）以降の申立期間について、被保険者記録が無いことは納得できないので、調査して、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚を記憶していることから、時期は明らかでないが、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、当該複数の同僚のうち、連絡の取れた者は、いずれも申立人を記憶していない上、申立人が記憶する同僚二人のうち、一人は、連絡先が明らかでなく、もう一人は、照会に対して回答が得られないことから、申立人のA社における勤務期間等について確認できない。

また、A社の事業主は、「当時の資料は既に廃棄しており、申立人の勤務実態及び保険料控除については分からない。」と回答している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前が無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。